

東高森団地自治会会則

（名称および所在）

第1条 本会は、東高森団地自治会(以下「自治会」という)と称し、事務所は、東高森住宅管理組合事務所に置く。

（目 的）

第2条 本会は地域住民の福祉増進に関する自治、防災、および関係機関との連絡協調を図り、地域の発展に協力することを目的とする。

（活 動）

第3条 本会は前項の目的達成のため総務、文化、広報、民生、福利厚生部の各部等を置き、次のことを行う。

1. 部活動の推進
2. 公共行政機関との連絡協調
3. 会員の親睦
4. その他

（会 員）

第4条 東高森団地に居住することにより会員となる。ただし1住宅1議決権を有する。

（役員および委員の構成）

第5条 本会の役員は、前条の会員が所属する60階段ごとに各1名の役員を置く。また、役員を含めた会員の中から次の役職（以下「会長等」という。）、を選出する。

1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 書記 2名
 4. 会計 2名
 5. 会計監査 2名
- 2 会長等が選出された階段の役員は複数選出することができる。
- 3 会長等を除く役員は、第3条に定める各部に所属し、各部の中で部長、副部長、会計を選出する。

第6条 本会は、第3条に規定する事業を円滑に行うため、委員会および各種関連組織を設けることができる。また、特別委員を置き事業推進に参画することができる。

（任期）

第7条 本会の役員および委員の任期は、次の通りとする。

1. 役員は1年とする。ただし再任を妨げない。
2. 特別委員は活動内容により、その都度定める。

（役員および委員の選出）

第8条 本会の役員および委員の選出は、次の通りとする。

1. 役員は各階段から1名互選する。ただし会長等役員の階段は2名を可とする。
2. 特別委員は会長が委嘱する。

（役員の欠員補充）

第9条 役員に欠員が生じた場合は、その該当する階段から30日以内に選出する。

（役員および委員の承認）

第10条 役員および委員の承認は次の定めによる。

1. 役員は総会の承認を必要とする。ただし、第9条該当の役員は役員会での承認でこれに代え得る。
2. 特別委員は役員会の承認を必要とする。

（役員の役務）

第11条 役員の職務を次の通り定める。

1. 会長は本会を代表し、会を統括する
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または、会長が欠けたとき、その職務を代行する
3. 会長等を除く役員は、部活動を推進する
4. 書記は会運営の実務あたり、かつ会議の内容を記録する
5. 会計は経理事務を処理する
6. 会計監査は会計事務を監査する
7. 役員および委員は、その職権を乱用し、会員の基本的人権を侵してはならない

（役員報酬）

第12条 無報酬とする。

（会 議）

第13条 会議は総会、役員会、部長会とし、会長がこれを召集する。議長は出席者より互選する。

第14条 総会は会計年度終了後60日以内に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、および、会員の3分の1以上の要求があったとき、開催する。

2 大規模災害など社会的状況で会長が総会開催不可能と判断した場合は、署名による表決を行うことができる。その場合の事務担当は総務部が担当し、開票確認を会計監査が行う。

第15条 総会は3分の2以上の世帯が出席したとき成立する。ただし、委任状を含む。

第16条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を得て可決成立する。ただし、可否同数のときは議長が決定する。

第17条 役員会は、次の定めによる。

1. 部長会で作成した原案を審議し決定するときに開催する。
2. 自治会活動の推進、公共機関との関連事項、その他必要事項の討議、決定をする。
3. 開催は原則として月1回とする。

第18条 部長会は、次の定めによる。

1. 部長会は、会長、副会長、書記、会計および各部長の出席をもって開催する。
2. 役員会で討議、決議する事項の基本案を作成する。

第19条 会員は必要に応じ、会議の議事録を閲覧することが出来る。

（会 計）

第20条 本会の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第21条 本会の運営費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第22条 会員は、年2回に分けて月額250円の会費を納めるものとする。ただし、社会的状況等により、事業執行に大幅な変更が生じた時は役員会の決議により月額会費を変更することができる。

2 転出等で年度途中で退会する場合はすでに納入した会費は、返還しない。

第23条 予算および決算は総会の承認を得るものとする。

（会則及び細則の設定、改廃）

第24条 本会則及び細則の設定、改廃は総会の決議を必要とする。

（附 則）

1. 制 定 1973（昭和48）年4月1日
2. 改 正 1974（昭和49）年4月1日
3. 一部改正 1975（昭和50）年4月1日
4. 一部改正 1982（昭和57）年4月1日
5. 一部改正 1986（昭和61）年4月1日
6. 一部改正 1990（平成3）年4月1日
7. 一部改正 1998（平成10）年4月1日
8. 一部改正 2004（平成16）年4月1日
9. 一部改正 2006（平成18）年4月1日
10. 一部改正 2015（平成27）年4月19日
11. ①一部改正 2016（平成28）年4月17日
②改正後本文第20条は2016年（平成28年）2月29日決算より適用されるものとする。
12. 一部改正 2021（令和3）年4月1日
13. 一部改正 2025（令和7）年4月1日